

## 吹田市民営化保育所移管先選定委員会（第2回）の要旨

- 1 開催日時  
平成29年10月21日（土） 午後6時～午後8時10分
- 2 開催場所  
吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 出席委員  
9名
- 4 議題
  - (1) 会議の公開・非公開について
  - (2) 吹田市民営化保育所（岸部保育園）移管先募集要領（案）について
  - (3) 岸部保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について
  - (4) 岸部保育園民営化の今後のスケジュール（案）について
- 5 議事（要旨）

### 1 開会

委員長： 第2回選定委員会を開催いたします。会議の成立を事務局にお願いいたします。

事務局： 今回から岸部保育園の特別委員2名の参画がございます。本日の出席委員は9名でございます。委員数の半数以上の御出席を得ておりますので、本日の委員会が成立している旨、御報告いたします。

### 2 会議の公開・非公開について

委員長： それでは、次第2 会議の公開・非公開について、にまいります。

本会議は岸部保育園の移管先選定について審議を行いますが、本会議を公開とするのか、非公開とするのかについて、確認したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【会議の公開・非公開について説明】

委員長： ただいま、事務局からの説明がありました。行政の審議会等では情報公開制度の趣旨から、基本的に公開が望ましいと思いますが、民営化移管先の選定手続きを進めていく上で、公平性の観点などから非公開とする事が必要な事案もあります。そのため、本会議についても、西山田保育園の審議と同様に非公開とするのが妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、非公開で進めてまいりたいと思います。  
続きまして、本会議の会議録について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【会議録の作成について説明】

委員長： ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議録を作成することになります。各委員の発言は記録されますが、表記は委員長、副委員長、委員となります。また、事業者の情報も非公開部分がございますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： 事務局から何かありますか。

事務局： 岸部保育園の保護者代表委員から、「保育所移管先募集要領における保護者からの要望」をお預かりしております。民営化に対する保護者の思いが込められた内容ですので、各委員さんに内容を見ていただきたいとのことです。委員長にお渡しいたします。

この文書についてどのように取り扱えばよろしいでしょうか、委員間でご審議いただければと思います。

委員長： 委員の皆さんに見ていただいたらいかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： では、委員の皆さんに写しを配付してください。保護者委員の方から何かお伝えしたいことはありますか。

委員： 民営化に向けて保護者アンケートを実施し、その結果をもとに作成しています。現実的には難しいこともあると思いますが、これが保護者の思いですので書かれている内容に近い事業者を選んでいただきたいと思います。

アンケートで回答が多かったのは職員についてです。今の臨時雇用員の先生たち全員に残ってほしいと思っているので、臨時雇用員の方がそのまま働くことができるような配慮をしていただける事業者を選んでいただきたいと思います。

また、公立の利用料金や保育時間はとても助かっているのですが、公立と同等の料金・保育時間を引継いでくれるような事業者を選んでいただきたいと思います。

委員長： 保護者の思いは十分に理解いたしました。この保護者の思いを踏まえながら、募集要領（案）の審議を行っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

### 3 吹田市民営化保育所（岸部保育園）移管先募集要領（案）について

委員長： では、次第3 吹田市民営化保育所（岸部保育園）移管先募集要領（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 【吹田市民営化保育所（岸部保育園）移管先募集要領（案）について説明】

委員長： 説明が終わりました。吹田市民営化保育所（岸部保育園）移管先募集要領（案）について審議を行います。何か御意見のある委員さんはおられますか。

委員： 保育所用地についてです。年額使用料の5,476,200円を前年度中に全額納付しなければならないとあります。移管先となった事業者は、平成31年度中に使用料を全額支払わなければいけないということでしょうか。

使用料の納付時期と助成金が交付される時期はどのようになるのでしょうか。

事務局： 大阪府の条例で、使用料を前年度までに全額支払う必要があると規定されておりますので、募集要領の内容を変更するのは難しいと考えています。ただし、吹田市の助成金については、移管先となった事業者と支給時期についてご相談させていただきます。

副委員長： 2点確認したいと思います。

まず、土地及び建物等の維持管理についてです。移管後に移管先が責任をもって自己負担で行うことは分かりますが、必要な修繕等については、移管するまで先延ばしすることなく、市が責任を持って行っていただきたいと思います。

次に、今回は岸部保育園と西山田保育園が同時に募集するということになっていますが、同一事業者が両園の移管先に応募するのは可能でしょうか。

事務局： 移管までに修繕が必要な箇所については、前年度までに予算を計上して、当然市が行います。移管先事業者が決まりましたら、事業者の修繕希望箇所についてもお聞きしながら対応していき、移管後すぐに修繕が必要になることのないようにと考えています。

同一事業者が2園に応募ができないと募集要領の中に書いておりませんので、事業者がそれだけの提案を行うことができるのであれば可能です。ただ、実際には難しいのではないかと思います。

委員： 岸部保育園の地域担当職員は0人となっているにも関わらず、吹田市立保育園の保育内容及び運営では、地域子育て支援事業を行っているとあります。担当者がいないのにどのように事業を行っているのでしょうか。

事務局： 岸部保育園には地域担当保育士を配置しておりませんが、近接することぶき保育園に地域担当保育士がおります。この保育士が2園を担当しながら地域子育て支援事業を行っています。

委員： 地域事業を引き続き行ってほしいという要望があったと思います。移管後は地域担当保育士を配置しなければいけないと思いますが、どのようにお考えですか。

事務局： 地域子育て支援事業は私立保育所に対する補助金等もありますので、その範囲内で保育士等の配置を考えていただきたいと思っておりますが、現実的にはなかなか難しい状況にあります。市としても、岸部地域全体としての子育て支援事業を続けていきたいと思っておりますので、様々な形でサポートしていくことを考えています。

委員： 私立保育所の中には、看護師がクラス担任として入る場合があると聞いたことがあります。岸部保育園は看護師として入ってもらっているようで、とても安心しています。看護師の配置について募集要領に記載することはできますか。

事務局： 募集要領で専任の看護師を常勤で配置することと記載しています。専任という

ことはクラス担任ではないという意味で記載しています。今後、応募事業者が職員配置について記載した様式を提出しますので、その際に改めて確認していただきたいと思います。

委員： 移管先事業者が、看護師を募集しても採用できなかった場合にはどうしますか。

事務局： 看護師の配置は必須条件になっています。移管先事業者に選定されれば、合同保育の時までには採用していただきます。

万が一、何らかの事情があつて、採用できないというのであれば保護者の方にしっかりと御説明をしていただくことになりますが、移管までには1年半以上の期間がありますので、採用していただけると思っています。

委員： 合同保育を行っている南保育園での看護師や保育士の確保状況はどうなっていますか。

また、他の園から職員を異動させるのであれば、職員配置が手薄になったりすることはありませんか。

事務局： 10月17日に南保育園で三者懇談会を開催しました。その時に、移管先事業者から看護師の採用を終えて1月から合同保育に参加するとの話をいただいています。保育士も具体的な方が決まっており、1月から派遣するとのことでした。

事業者の個別事情になりますので、岸部保育園の時はどうなるのかをお答えすることは難しいですが、南保育園の移管先事業者は複数の保育所等を運営していますので、職員配置の影響は少ないようにするとのことでした。

委員： この募集要領を見る限りでは、岸部保育園の取組みをそのまま引き継ぐことになっています。そのうえで、応募される事業者は何を変えていき、どのような違いを出していかれるのでしょうか。

事務局： 岸部保育園での保育が大きく変わってしまうと、園児や保護者の方が不安に感じますので、現状をそのまま引継いでもらうように募集要領を作成しています。

とはいえ、応募される事業者は、現在運営している園で様々な取組みを展開していますので、保育時間を延長したり、これまでの事業のやり方を変えていきたいなどの提案があるかもしれません。そういった提案があれば保護者の方にも検討していただき、合意が得られれば取り入れてほしいと思います。

委員： 移管先事業者が決定すれば、その後の三者懇談会で提案してもらえらると思っ

います。

三者懇談会で提案しようと思っていることを、面接調査のヒアリングで聞いてもいいのでしょうか。

事務局： 今の岸部保育園での保育状況については、見学会等でしっかりお話いたします。そのうえで、園を引継いでいくにあたって様々な御提案していただきたいと思っていますので、面接調査のヒアリングの時に御質問をしていただけたらいいと思います。

委員： 私立の園を運営する立場から申し上げますと、応募を考える事業者は、応募するからには岸部保育園の良いところを引き継いで、さらに様々な工夫をしてより良くしていきたいと思っていますはずです。

事業者は、様々な工夫をこらして応募書類を作成し、様々な提案をしてきます。その内容を見ながら評価して選定を行うのがこの委員会です。岸部保育園の園児や保護者の方たちにとって良い方向に進む事業者を選ぶことが大切だと思っています。

委員： 臨時雇用員の継続雇用についてです。募集要領には、希望する場合は引続き雇用を検討すると書いていますが、希望したくなるような条件を提示することというような書き方はできませんか。例えば、現在と同条件を提示することなどを書き込めば、今の臨時雇用員の方が続けて働きやすくなると思います。

事務局： 見学会の時に、吹田市の臨時雇用員の賃金表を資料としてお渡しします。その金額を参考にしたうえで、どのような対応を考えているのか御提案をしていただけたらと思います。

南保育園を例にしますと、個人の方それぞれに事情があつて、個別の対応になる部分もありました。そういった点からも同条件でというのは書きにくいですし、雇用条件の細部まで書き込むというのは募集要領にそぐわないと思います。

委員： 今の岸部保育園の定員を変更したいと考える事業者がいるかもしれません。民営化後に急に定員が変わったりすることはあるのでしょうか。

事務局： 現在の定員をそのまま引継いでもらいます。その後に建替え等で定員を増やすことはあるかもしれませんが、そういった内容も三者懇談会で協議を行いますし、市も認可手続等でしっかり関わっていきます。

また、移管直後は、まず保育の引継ぎをしっかりと行っていただきますので、す

ぐに定員の変更を行うということはあまり考えられません。

委員： 定員は、利用定員と認可定員があります。参考資料に両方の定員数を書かないといけないのではないのでしょうか。

副委員長： 民営化する際には、新たな私立園として児童福祉審議会で認可を得ることになります。定員数がはっきり分らないと応募する事業者も困ると思いますので、記載をお願いします。

事務局： 委員の御意見を踏まえ、参考資料3の定員数の記載方法を変更させていただきます。

副委員長： 安全対策についてです。安全管理員等を配置することとなっていますが、現状について教えてください。

事務局： 月曜日から土曜日まで、朝と夕方の2時間でそれぞれ1人ずつシルバー人材センターの方に園の門に立って見守っていただいています。

委員： 子供たちは安全管理員の方と顔見知りになっていて、登園や降園の時には「おっちゃん、ばいばい」って言ったりして仲良くしてもらっています。  
同じシルバー人材センターの方をお願いするのか、別の方を配置するのか。そういった安全管理員の配置予定は事前に分かりますか。

事務局： 提出書類の中に安全管理員や警備員の配置を記入してもらう様式があります。移管後の保育所についても書いていただきますので、その点をヒアリングで確認することはできます。

委員： 徴収費用一覧には様々な費用について書いてありますが、この金額以上に徴収することもありますか。

事務局： この資料は今年度の岸部保育園での費用であり、毎年変わりますのであくまで目安の金額として御理解いただきたいと思います。この程度の金額を岸部保育園で費用徴収していることを事業者にお伝えし、現状通り引継いでいただくために準備した資料です。

ただ、事業者からより良い教材を使いたいので値上げしたいとの提案があり、三者懇談会の場で保護者の同意を得られたら金額が変わっていく可能性はありま

す。

委員： 給食費についてはどうでしょうか。今の公立の金額のままであれば、少し質の低い内容になりますなどと言われる可能性はありますか。

事務局： 提出書類の中に給食の考え方を記載していただく様式があります。直近1週間の献立写真も出してもらいますので、どんな給食を提供しているか、今後どうしていくのかなどを聞いていただきたいと思います。

また、給食の食材をどのように調達するか、運営費の中でどのようにお金を振り分けていくのかなどの考え方も確認されたら良いと思います。

委員： 移管後5年目までは三者懇談会がありますので、話し合って同意を得てから変えていくことになっています。では、6年目から急に変わる可能性はあるのでしょうか。

今の在園児は民営化後5年目には全員卒園していますが、5年目の時に在園している子供は6年目以降も園に通い続けると思います。

今の保護者も、下の子が生まれたらまた通わせると思います。6年目になったら制服を取り入れたり、帽子に園のマークを入れたりするような可能性はありますか。

事務局： 保育というのは、ある程度継続性がありますので急に変わるというのは考えづらいと思います。ただ、事業者が自らの理念に基づいて独自色を出していきたいという考えは当然あると思いますので、少しずつ変わっていくことはあると思います。そういった事業者の考え方もヒアリングで聞いたらいいのではないかと思います。

委員： 保護者からの要望にもありますが、合同保育・引継ぎ保育が今の募集要領の内容では短いという意見があります。この案よりもう少し早く合同保育を始めてほしいといった希望については、ヒアリングの時に事業者に聞いてみて、事業者の反応を見たらよいのでしょうか。

事務局： 募集要領で定める期間以上の引継ぎをしたいという事業者もいるかもしれませんが、助成金の対象外になりますので事業者の負担にはなりますが、自主的に行っていただく分には問題ありませんので、ヒアリングで確認するのも一つの方法と思います。



委員： この保護者の要望には保護者が行ってほしいことがたくさん書かれています。この思いをヒアリングの時点で事業者に伝えるべきなのか、三者懇談会の時に移管先となった事業者伝えていくべきなのか迷っています。

事務局： ヒアリングはあくまで選定をするための判断材料として聞いていただき、採点に臨んでいただきたいと思います。

事業者を選定した後に三者懇談会を開催します。選定された事業者は保護者の生の声を聞きたいと思っていますので、保護者が望んでいることをお伝えし、事業者として実現可能な取組みであれば取り入れてもらえるかもしれません。三者懇談会では様々なお話をしながら、事業者と信頼関係を築いていただきたいと思います。

委員： 保育士や看護師の確保が難しいのではないかという話をよく聞きます。採用に向けて募集をしたけれども職員の確保ができない場合にはどうなるのですか。

事務局： 募集要領に記載した内容については、選定された事業者と協定書の締結をします。

事業者は、移管を受けるだけの見込みを持って応募されると思いますので、信頼していただきたいと思います。

吹田市ではこれまで多くの園が開園してきましたが、保育士の確保ができなかったという事例は一度もありませんでした。必ず必要な職員を確保していただければと思います。

委員： 健康診断の適切な実施についてです。現在の医師、歯科医師による健康診断の回数は変わりませんか。

委員： 法令によって年に2回の内科健診と年に1回の歯科健診を行うことが決められています。それに従って実施することになると思います。

委員： 移管後は医師や歯科医師が変わるかもしれません。小児科医がいないから内科医に代わるということもあるのでしょうか。

事務局： 移管先事業者と医師・歯科医師との関係によりますが、できるだけ現在の嘱託医の先生に引続き担当していただけるようお願いする予定です。

委員： 感染症対策も気になるところです。今は、ノロウイルスによる嘔吐があれば、

お迎えが来るまで別室で保育をしてもらったりしています。そういった点は今のままにしてほしいと思います。今以上の感染症対策もしてほしいと思っているので、そういった点についてもヒアリングで聞いたらいいでしょうか。

事務局： 提出書類の中に感染症と食中毒対策について記載してもらう様式があります。現状の取組みだけでなく、今後どのようにしていくのかをマニュアル等も添付して提案していただきますので、その点を評価していただければいいと思います。

委員： 事業者の現地調査をこれから行いますので、その時に感染症対策の確認をするのも一つの方法だと思います。書類だけでなく現地調査の中で現場を見て質問されたら参考になると思います。

委員： 建物等の維持管理については、移管するまでは市が最低限の修繕を行い、移管後は事業者が全額を負担して修繕していくとのことでした。単なる修繕だけでなく、プラスアルファの機能を設けるので、保護者から費用を集めますといったことはないのでしょうか。

事務局： これまで、保護者会から寄付をいただいて何かを設置するということはありましたが、強制的に保護者から徴収するといったことはないです。

委員： 園庭の水はけが悪いので改善してもらうことはできますか。

事務局： 園長からも水はけの改善については伺っています。来年度から民営化関連事業の修繕費を予算化しますので、予算の範囲内ではありますが、できる限り園長や新しい事業者からの要望を聞いて対応していきたいと考えています。

委員： 園では、月曜日から土曜日の朝7時から夜7時までずっと保育をしていると思いますが、修繕中も保育はしてもらえますか。

事務局： 園長と事前に打ち合わせを行い、保育に支障が無いようにしながら修繕を進めています。

委員： 市の予算による修繕とは別に、移管先に決まった事業者が自己負担で別の箇所を修繕してくれることもあるのでしょうか。

事務局： 移管前の園は市の所有物になりますので、市の責任において修繕を行います。

移管後については事業者の判断で修繕を行うというのが大原則になります。

委員： 岸部保育園は駐車場がありませんので、向かいにある府営の駐車場を貸してもらって、送迎時に使っています。この取扱いはそのまま引き継いでもらえるのでしょうか。

事務局： 地域の方との信頼関係で成り立っている状況ですので、地域の方がどのような判断をされるかによります。ただ、移管先事業者が決定しましたら、地域の方に御紹介させていただきますので、駐車場の件についてもお話させていただきます。

委員： 私立保育所での駐車問題は怎么样了。

委員： 各園それぞれですね。保育園を運営しようと思ったら今は車や騒音が問題になります。この点については、どの事業者が選定されたとしても周辺の地域に配慮していただく必要があります。

委員長： 色々な園を見ますが、公立はあまり駐車場が無いですね。昔は車が多くなかったという時代背景があったと思います。今は、大分状況が変わってきており、私立はその点を配慮しているところが多いですね。

事務局： 公立保育所は車での送迎をしないと地域にご説明させていただいて開園した事情がありますので、原則車での送迎を禁止しています。

一部の園では、地域の厚意で駐車場を貸してもらっている所もあると聞いていますが、原則は禁止です。

委員： 岸部保育園は駐輪場もありますが、公立は駐輪場も無いのですか。

事務局： 駐輪場も原則としてありません。

委員： 駐車場は、現在無料で貸してもらっているのでしょうか。

事務局： 自治会のご厚意によって無料で貸していただいています。

委員： 保育参観や運動会の日には来られる保護者の数も多く園にいる時間も長いので、園の敷地内の芝生に自転車を止めさせてもらっています。車や自転車の扱いに関しては現状のままお願いしたいと思っておりますが、事業者の考え方をどのように

確認したらいいでしょうか。

事務局： 見学会の時に、今はこの場所にこういった形で置いていますといったお話をさせていたどうかと思います。ある程度イメージがわくと思いますので、ヒアリングの時に聞いていただいたら考え方についてお返事がもらえるのではないかと思います。

委員長： 多くの御意見をいただきました。またヒアリングの時にも事業者に様々な質問をしていただきたいと思います。

それでは、今回、皆様からいただいた御意見を踏まえて、事務局は修正をお願いいたします。なお、修正点につきましては、委員長の私が確認させていただき、岸部保育園を対象とする移管先事業者の募集は、要領に記載されているとおり、平成 29 年 10 月 26 日から申込用紙配布を行い、応募の手続き作業に入っていたかどうかということによろしいでしょうか。

各委員： 異議なし

#### 4 岸部保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について

委員長： 次に、次第 4 岸部保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【岸部保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）について説明】

委員長： ただいまご説明いただきました、次第 4 の「岸部保育園の移管先選定に係る審査項目（案）及び審査方法（案）」について、御意見がある方はおられますか。

委員： 応募する事業者は審査項目の採点方法について御存知でしょうか。また、今回から子ども・子育て支援事業への協力姿勢についても評価することにしますが、そういった内容についてはどうでしょうか。

事務局： 採点方法は公開しておりません。また、採点に影響を与える内容について積極的に情報を提供することはありませんので、事業者に対するヒアリング等で確認をしていただきたいと思います。

委員： 事業者が応募する際に、役員の履歴書を提出してもらうことになっています。社会福祉法人の制度が変わりましたので、評議員の履歴書も必要ではないのでしょうか。また、一定規模の社会福祉法人に会計監査人の設置が義務づけられましたので、そういった内容も踏まえて提出様式を検討してもらえますか。

事務局： 承知しました。

副委員長： 審査における委員間での意見交換について確認です。この意見交換は事業者の良し悪しを話し合うのではなく、各委員が有する専門的な知見をもとに意見交換をするということですね。特に会計に関する知識などは素人には難しい部分もありますので、専門的な知識を有する〇〇委員から御意見をいただきたいと思います。

事務局： 委員がおっしゃるとおりです。事業者の財務状況等については、〇〇委員に判断するための資料を作成いただき、御説明をお願いする予定です。その他の専門分野も他の委員さんから御意見をいただきたいと思います。

委員： 事業者を選定しても、次点事業者の基準に達しないので次点事業者の該当がないということは想定されますか。

事務局： 次点事業者を選ぶことが目的ではないので、各委員さんが判断して採点を行った結果、次点の基準に至らない場合は、次点事業者を選ぶことはありません。

委員： 1つの事業者からしか応募がなく、その事業者が選定基準に達しない場合は、再度選定をやり直すことになりますか。

事務局： 1つの事業者であっても、選定基準に達していなければ選定対象になりませんので、再度選定をやり直すことになります。

委員： 選定基準ぎりぎりの点数だったとしても、選定対象になりますか。

事務局： 選定基準を決めていますので、ぎりぎりの点数だったとしても、ルール上選定対象となります。

委員： 基準点とされる120点は、どの程度のレベルですか。

委員： 各審査項目について、現在の岸部保育園と同等の内容であれば3点となります。

さらにプラスアルファの提案をいただけたら5点、1点は子供を安全に保育するための最低基準をクリアしているだけなので、あまりつけることはないと思っています。

40の審査項目が全て3点であれば120点となります。

委員： 採点の時に何点をつけるか迷った場合は、委員による意見交換で相談させてもらってもいいのですか。

事務局： 具体的に何点をつけるべきかという御相談は難しいと思います。採点をするために専門的な知識が必要な場合には、他の委員さんからの御意見を聞いていただき、その結果をもとに各委員さん御自身で判断していただきたいと思います。

委員： 例えば、施設・設備管理の審査項目について言えば、保守管理や修繕記録などの書類がきちんとあるのか確認することで判断する方法もあります。

委員： そういった書類は実地調査の時に確認したらいいですか。

事務局： 施設・設備管理については関連書類の提出を求めています。ただ、福祉指導監査による指導を受けていれば、改善に向けた取組みということで書類の提出を求められているかもしれません。

委員： 応募事業者が4事業者以上であれば、提出書類の確認だけで採点を行うのですか。

事務局： 書類審査は提出書類だけで採点を行い、3事業者に絞り込んでいただきます。

委員： 書類審査の結果、1位から3位までの順位がつくと思いますが、その結果を事業者にお伝えしますか。

事務局： その後の実地調査や最終審査で順位が変わる可能性もありますし、最終結果が出るまでは、途中経過をお伝えすることはありません。最終的に選定対象となった事業者に対して結果をお伝えするだけです。

委員： 次点事業者を選んだ場合には、その事業者に次点になったことを伝えますか。

事務局： 万が一、選定事業者が辞退した場合には、次点事業者が選定事業者に繰り上が

ります。事前にお伝えしておかないと準備ができませんので、次点事業者に対してはその旨をお伝えします。

委員： 一般公開はしないのですか。

事務局： 次点事業者については非公開です。ただし、次点事業者が何らかの事情によって選定事業者になった場合には、公開対象となります。

委員長： 吹田市は優しいですね。選定されなかった事業者名を公開する市もあります。選定されなかった事実が公開されると、その事業者の運営する園の園児募集に影響することもあり得ます。

委員： 最終的に選定された事業者や次点事業者に点数をお伝えしますか。

事務局： 選定事業者はホームページで点数も公開しています。次点事業者には点数をお伝えすることはありません。ただし、万が一、次点事業者が選定事業者に繰り上がる場合には、点数も含めて公開対象になります。

委員： 各委員がそれぞれ何点の点数をつけたか分かるように公開するのですか。

事務局： 委員名は出しませんが、各委員の点数はホームページで公開します。すでに選定を終えた南・吹田・藤白台保育園は公開済みです。

委員長： それでは、今回、皆様から頂きました御意見を踏まえ、次回までに事務局で準備をよろしく願いいたします。

#### 5 岸部保育園の今後のスケジュール（案）について

委員長： 次第5 岸部保育園の今後のスケジュール（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 【岸部保育園の今後のスケジュール（案）について説明】

委員長： では、事務局はスケジュールに沿って進めていただくようお願いいたします。これで本日の案件はすべて終了しました。以上をもちまして、本日の委員会を閉会します。お疲れ様でした。ありがとうございました。